

2010年10月25日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国商務部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス (第130号)

商務部、外商投資企業のネット販売に係る規定を明確化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部弁公庁は2010年8月19日付で、『外商投資インターネット、自動販売機方式の販売項目に係る審査・承認管理に関する問題についての通達』(商資字[2010]272号、以下、『通達』という)を公布しました。

『通達』では、従来は明確に規定されていなかった外商投資企業によるネット販売への参入について、基準を明確化。中国ですでに小売業に従事している外商投資企業であれば、届出手続を行うのみでネット販売が実施できるようになるなど、規制緩和を図っています。

外商投資企業によるネット販売への参入について、『通達』第1条第1項では、「インターネット販売は企業による販売行為のインターネット上での延長であり、法に基づき承認、登録・登記された外商投資生産企業・商業企業であれば直接インターネット販売業務に従事することができる」とし、外商投資企業がネット販売に従事可能であることを明確に規定しています。

さらに第1条第3項では、「外商投資企業が企業自身のインターネットプラットフォームを利用し、その他の取引者のためにインターネットサービスを提供する場合、工業情報化部に対して付加価値電信業務経営許可証を申請しなければならない。企業が自身のインターネットプラットフォームを利用し、直接、商品販売に従事する場合、電信管理部門で届出を行わなければならない」とし、外商投資企業が自社ホームページで直接、ネット販売を実施する場合は電信管理部門での届出のみで実施可能である旨、規定しています。

第1条第3項における工業情報化部での付加価値電信経営許可証および届出手続とは、ICP(Internet Contents Provider)経営許可証およびICP届出と呼ばれるもので、インターネットを介した情報サービスを提供する際に必要となるライセンスのことを指します。

関連法規である『インターネット情報サービス管理弁法』(国务院令第292号)では、インターネット情報サービスを「経営性インターネット情報サービス」と「非経営性インターネット情報サービス」の2つに分類しており、「経営性インターネット情報サービス」に従事する場合はICP経営許可証の手続が、「非経営性インターネット情報サービス」に従事する場合はICP届出手続が必要になります。

【図表1】 経営性・非経営性の関係

	業務内容	必要な手続
経営性インターネット情報サービス	情報などを有償で提供すること	ICP 経営許可証
非経営性インターネット情報サービス	情報などを無償で提供すること	ICP 届出

(『インターネット情報サービス管理弁法』(國務院令第292号)に基づき、中国アドバイザー一部作成)

ICP届出は工業情報化部の「ICP/IPアドレス/ドメイン名情報届出管理システム(www.miibeian.gov.cn)」にアクセスし、簡単に手続を行うことができます。一方ICP経営許可証は「経営性インターネット情報サービス」が『電信条例』(國務院令第291号)の「付加価値電信業務」に属し、かつ『外商投資電信企業管理規定』(國務院令第534号)によって、外資が「付加価値電信業務」に参入する場合、資本比率が50%までに制限されています。さらにこうした法的条件を満たした外商投資企業であってもICP経営許可証を取得することはやや困難で、今まで外商投資企業がICP経営許可証を取得した企業は大手ポータルサイトなど一部の企業に限られており、実務的には外商投資企業がICP経営許可証を取得することが難しい状況にありました。

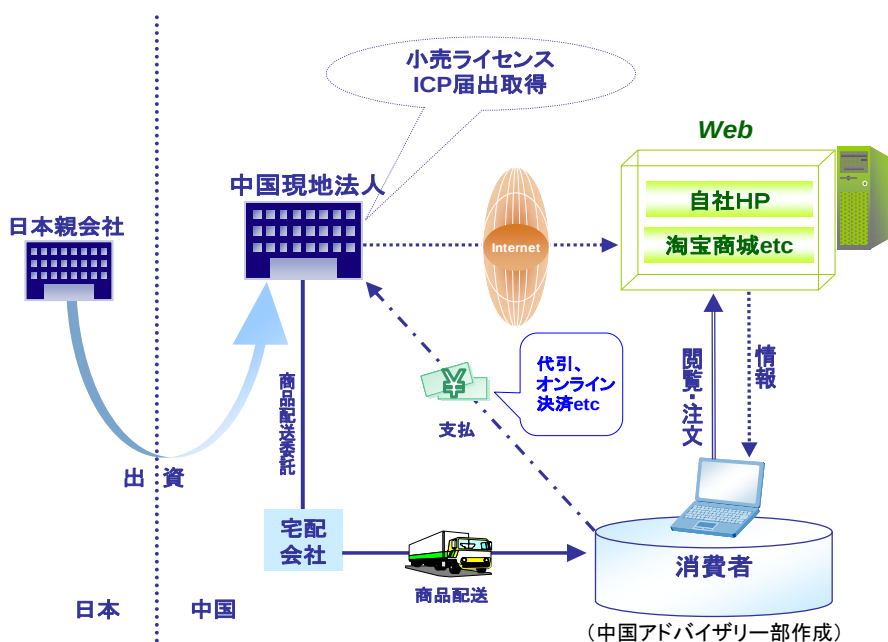
また外商投資企業がネット販売を展開する場合のライセンスに関し、通信当局では従前よりICP届出のみで従事可能と回答していました(一部地域を除く)。一方、外商投資企業の小売業の許認可機関である商務部門および工商行政管理部门では、ネット販売の従事に対して、ICP経営許可証を取得のうえ、企業の経営範囲に「インターネットによる販売」と明記するように要求するという状況が散見されていました。このように、従来は外商投資企業によるネット販売について、関係する当局間において見解が異なるという矛盾した構造が存在していました。

こうした矛盾した構造を解消するため、従来、外商投資企業の間ではICP届出もしくはICP経営許可証の手続を行った内資企業を介して、ネット販売に従事するというビジネススキームがよくとられていました。

しかし上述のように、『通達』では、企業が自社ホームページ上でネット販売に従事する場合にはICP届出手続のみで可能であると明確になったことから、従前の矛盾した構造が解消され、ネット販売に関する許認可手続の整合性が図られました。

この措置により、例えばすでに小売のライセンスを取得している外商投資企業が自社ホームページ上でネット販売を行う場合は、自社でICP届出に係る手続を行った上で、認可された経営範囲内において、ネット販売への参入が可能となり、図表2のようなスキーム例の構築がコンプライアンス上、問題なく

【図表2】 ネット販売のビジネススキーム例(イメージ図)



実施できるようになりました。

また、弊行が国家工商行政管理総局にヒアリングしたところ、すでに小売のライセンスを取得している外商投資企業が自社ホームページにおいてネット販売に従事する場合、経営許可証に「インターネットによる販売」という文言を新たに追記する必要はない、という回答でした。

非公式な見解のため、今後さらなるルールの明確化が求められるところですが、『通達』の公布により、前述の矛盾した状況が解消され、外商投資企業によるネット販売への参入に関しては、そのハードルが大きく下げられたことになります。

『通達』の詳細につきましては以下にございます日本語訳(仮訳)、および6ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

商務部弁公庁

商資字[2010]272号

『外商投資インターネット、自動販売機方式の販売項目に係る 審査・承認管理に関する問題についての通達』

各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・ハルビン・長春・瀋陽・済南・南京・杭州・広州・武漢・成都・西安商務主管部門、国家級経済技術開発区：

インターネット販売、自動販売機販売等の方式による企業コストの低減をより一層発揮させ、商品流通を促進し、消費等の面における積極的役割を喚起するため、『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』(国発[2010]9号)における審査・承認の簡素化、減少に係る要求に基づき、ここに外商投資インターネット販売および自動販売機販売項目に係る審査・承認および管理の問題について、以下のように通知する：

1. インターネット販売について

- (1) インターネット販売は企業による販売行為のインターネット上における延長であり、法に基づき承認、設立・登記された外商投資生産性企業・商業企業は直接、ネット販売業務に従事することができる。

- (2) 専門的にインターネット上で販売に従事する外商投資企業の設立申請は、省級商務主管部門が承認し、省級商務主管部門は『外商投資商業領域管理弁法』およびその他の関連する法律法規に基づき厳格に審査・承認する。商務機関がまだ合併していない省では、省級商務主管部門は同級の対内貿易管理部門の意見を求めなければならない。
- (3) 外商投資企業が企業自身のインターネットプラットフォームを利用し、その他の取引者のためにインターネットサービスを提供する場合、工業情報化部に対して付加価値電信業務経営許可証を申請しなければならない。企業が自身のインターネットプラットフォームを利用し、直接、商品販売に従事する場合、電信管理部門で届出を行わなければならない。
- (4) 外商投資企業がネット販売および関連するサービス行為に従事する場合、そのウェブサイトのトップページもしくは経営活動に従事するウェブサイトの目立つ位置に営業許可証を公開しなければならない。企業が石油製品、原油、図書・雑誌、薬品等の商品を取り扱う場合、経営批准証書の情報および明瞭かつ識別可能な写真もしくはそのリンク標識を公開しなければならない。
- (5) 外商投資企業がネット販売に従事する場合、合理的な返品交換制度を構築し、販売記録を保存し、厳格に消費者のプライバシーおよび商業秘密を保護しなければならない。
- (6) 外商投資企業がネット販売に従事する場合、『消費者権益保護法』および『製品品質法』等の法律、法規、規則の規定を遵守し、法律・法規が取引を禁止している商品およびサービスは、ネット上で取引を行ってはならない。
- (7) 関連する法律の規定に基づき、外商投資企業がネットを介して販売する商品もしくは提供するサービスが、登記前に承認を受ける必要がある場合、登記申請前に国家関連部門の承認を受け、かつ工商登記登録手続を行わなければならない。

2. 自動販売機販売について

- (1) 自動販売機販売方式によって商品を販売する外商投資商業企業の設立を申請する場合、もしくは設立済の企業に自動販売機販売方式による販売業務を追加する場合、省級商務主管部門の審査・承認を受けなければならない。省級外資主管部門は同級の対内貿易管理部門の意見を求め、『外商投資商業領域管理弁法』および衛生、食品薬品監督管理等の関連する法律・法規に基づき厳格に審査・承認しなければならない。

- (2) 自動販売機方式で販売を行う企業は、自動販売機の目立つ位置に経営者名称、住所、電話番号、苦情受付方法を明示しなければならない。
- (3) 自動販売機方式で販売を行う企業は、スキームが明確な自動販売機運営、商品品質管理および紛争解決システムを構築しなければならない。
- (4) 自動販売機を運営する企業は、商品販売データ保存システムを構築し、自動販売機に過去の商品販売記録が自動的に保存されるようにしなければならない。
- (5) 自動販売機方式で販売を行う企業は、『消費者権益保護法』および『製品品質法』等の法律および法規、規則の規定を遵守しなければならない。

2010年8月19日

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー部 仮訳 】

商务部办公厅

商资字[2010]272 号

《关于外商投资互联网、自动售货机方式销售项目审批管理有关问题的通知》

各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、哈尔滨、长春、沈阳、济南、南京、杭州、广州、武汉、成都、西安商务主管部门，国家级经济技术开发区：

为了进一步发挥互联网销售、自动售货机销售等方式在降低企业成本，促进商品流通，拉动消费等方面的积极作用，根据《国务院关于进一步做好利用外资工作的若干意见》（国发[2010]9 号）中关于简化和减少审批的要求，现就外商投资网络销售和自动售货机销售项目的审批和管理问题通知如下：

一、 关于互联网销售

- （一） 互联网销售是企业销售行为在互联网上的延伸，经依法批准、注册登记的外商投资生产性企业、商业企业可以直接从事网上销售业务；
- （二） 申请设立专门从事网上销售的外商投资企业报省级商务主管部门批准，由省级商务主管部门根据《外商投资商业领域管理办法》及其他相关的法律法规进行严格审批。商务机构尚未合并的省，省级外商主管部门应征求同级内贸管理部门意见；
- （三） 外商投资企业利用企业自身网络平台为其他交易方提供网络服务的，应向工业和信息化部申请增值电信业务经营许可证；企业利用自身网络平台直接从事商品销售的，应向电信管理部门备案；
- （四） 外商投资企业从事网络销售及有关服务行为时，应当在其网站主页面或从事经营活动的网页醒目位置公开营业执照，如企业经营成品油、原油、图书报刊、药品等商品，还需公开经营批准证书的信息以及清晰可辨的照片或其电子链接标识；
- （五） 外商投资企业从事网络销售应建立合理的退换货制度，保存销售记录，严格保护消费者个人隐私和商业秘密；
- （六） 外商投资企业从事网络销售应当遵守《消费者权益保护法》和《产品质量法》等法律、法规、规章的规定，法律法规禁止交易的商品和服务，不得在网上进行交易；
- （七） 依照相关法律规定，如外商投资企业通过网络销售的产品或提供的服务在登记前须经批准的，应当在申请登记前报经国家有关部门批准，并办理工商登记注册。

二. 关于自动售货机销售

- (一) 申请设立以自动售货机销售方式销售商品的外商投资商业企业,或已设立企业增加自动售货机销售方式销售业务的,报省级商务主管部门审批。省级外资主管部门应征求同级内贸管理部门意见,根据《外商投资商业领域管理办法》及卫生、食品药品监督管理等相关法律法规严格审批;
- (二) 自动售货机方式销售企业应在自动售货机醒目位置上明示经营者名称、地址、电话、投诉方法;
- (三) 自动售货机方式销售企业应建立模式清晰的自动售货机运营、商品质量管理和纠纷解决机制;
- (四) 自动售货机运营企业需要建立销售产品数据保存机制,自动售货机自动保存前售货记录;
- (五) 自动售货机方式销售企业应当遵守《消费者权益保护法》和《产品质量法》等法律及相关法规规章的规定。

二〇一〇年八月十九日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。